



後期基本計画

基本
目標

1

安全で安心して暮らせるまち

①治水・防災

■ 目指す姿

- ◇災害等に対する対応力が強化され、安心して暮らせるまち
- ◇各家庭や地域の防災意識が高まり、市民の災害に対する備えができているまち
- ◇自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高いまち

■ 現 状

- 地域防災計画の作成により、災害予防、災害応急対策等にかかる市及び各種団体の事務、業務等を定めています。
- ハザードマップの作成、防災行政無線・各種メールシステムの整備等により、災害時の情報伝達の多様化を図っています。
- 市内を流下する 18 本の一級河川は、台風や局地的豪雨等による河川や排水路等の氾濫被害をもたらす恐れがあります。また、局地的集中豪雨等により、道路の冠水被害が発生しています。
- 近年、大規模災害発生時における自助・共助の重要性が再認識されていることから、地域の自主防災力を強化しています。
- 市や自主防災組織が中心となって行う防災訓練、防災研修の実施等、市民及び地域の防災力を強化するための取組を行っています。
- 地域防災の中核をなす消防団（水防団）は、近年、団員の確保が困難となってきています。

■ 課 題

- 災害が発生した時に市民が迅速かつ適確な避難行動をとれるよう、市民にわかりやすい情報提供が必要です。
- 建物の耐震診断や耐震補強への支援や、防災備蓄倉庫の増設や食料、資機材等の備蓄を進める必要があります。
- 河川改修等の計画的な治水事業と、公共下水道の雨水渠の整備等が必要です。
- 災害時、避難等に支援が必要な方への対応を、地域で検討する必要があります。また、各地域での自主防災組織の設立促進や既存組織の維持・拡充が必要です。
- 市民への防災意識をさらに高めるため、防災に関する知識や技術の普及啓発を進める必要があります。
- 団員の確保に向けて、女性や若年層も意識した消防団活動の理解や参加意識の向上を図る必要があります。
- 防災上、居住環境上の課題を抱える密集市街地では、都市の安全確保のための整備・改善が求められています。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
防災備蓄倉庫の増設	棟	11	11
災害応援協定の締結先(累計)	箇所	34	54
防災訓練等参加者(人/年)	人	700	300
消防団員数	人	220	246
耐震性貯水槽の整備	箇所	5	5
牛牧排水機の整備(排水量)	m ³ /s	3	3
住宅の耐震化率	%	80	80

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）防災体制の充実 ・ 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実します。 ・ 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実します。 ・ 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実します。 ・ 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽を整備します。	○ハザードマップの更新及び地域防災計画の改正 ○各種団体との災害応援協定の締結【創】 ○市内の防災備蓄倉庫の増設、耐震性貯水槽の設置
（２）地域防災力と防災意識の向上 ・ 自治会、自主防災組織等への防災研修等の開催、防災訓練の実施等を支援します。	○各種防災訓練、研修等の実施【創】 ○自主防災組織への支援【創】
（３）消防団員の確保 ・ 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保します。	○団員確保対策（ＰＲ事業等）の実施【重】 ○関係機関への協力依頼 ○女性・学生消防団員の募集
（４）治水事業の推進 ・ 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修します。 ・ 内水排除対策を充実します。	○牛牧排水機場改修事業 ○遊水地・調整池整備事業
（５）災害に強い住環境の整備 ・ 住宅の耐震性向上等のための耐震診断や補強工事等への支援を行います。	○建築物等耐震化促進事業【重】

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
防災備蓄倉庫の増設	棟	11	18	25
災害応援協定の締結先(累計)	箇所	54	56	72
防災訓練等参加者(人／年)	人	300	2,500	3,000
消防団員数	人	246	257	257
耐震性貯水槽の整備	箇所	5	6	6
牛牧排水機の整備(排水量)	m ³ /s	3	4.7	4.7
住宅の耐震化率	%	80	97	98

■ 関連計画

瑞穂市地域防災計画 瑞穂市消防団５ヵ年計画 瑞穂市国民保護計画 瑞穂市国土強靱化地域計画
瑞穂市公共下水道全体計画 瑞穂市耐震改修促進計画 瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本
目標

1

安全で安心して暮らせるまち

②防犯・交通安全

■ 目指す姿

- ◇地域を守る体制が充実し、犯罪が少ないまち
- ◇交通安全への意識高揚や安全対策の推進により、交通事故の少ないまち
- ◇市民が安心して消費生活を営むことができるまち

■ 現 状

- 地域の見守り機能の弱体化や犯罪手口の巧妙・悪質化等により、いつ犯罪や詐欺に巻きこまれるかわからない状況となっています。
- 本市では、市職員が朝日大学学生等の市民ボランティアとともに青色回転灯を装着した車を利用して地域パトロールや子どもの見守り活動を行っており、警察だけでなく、地域住民、行政がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を構築しています。
- 本市には、国道 21 号や主要地方道北方多度線等の幹線道路が通過しており、市内全域において交通量が多いことから、交通事故が多い状況にあります。また、交通事故の被害者の多くは、子どもや高齢者となっています。

■ 課 題

- 地域における見守り機能の強化が犯罪発生を抑止することにつながるため、地域ぐるみの防犯対策が必要です。
- 押し売りや架空請求、振り込め詐欺等の犯罪を抑止するため、消費者対策に関する普及啓発に取り組む必要があります。
- 交通事故の多くは交通ルールやマナーを無視したモラルの低下に起因することが多く、幅広い啓発活動の展開等により交通安全の意識を高めたり、交通事故を抑止するため、交差点・通学路等の道路環境や歩道等の交通安全施設の点検・整備が求められます。
- 交通事故を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢に応じた交通安全教育をさらに徹底する必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
交通安全出前講座及び防犯出前講座の開催回数	回/年	100	115
街路灯設置数	基	4,466	4,752
青色回転灯防犯パトロール活動 (貸出による活動を含む。)	回/月	4	8
自転車盗難被害件数	件/年	95	70

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 防犯・交通安全教育 ・ 子どもや保護者、高齢者を中心に、防犯及び交通安全の出前講座等を実施します。	○交通安全出前講座【創】 ○防犯出前講座【創】
(2) 防犯環境の充実 ・ 街路灯の増設により、夜間の防犯環境を充実します。	○街路灯設置事業
(3) 青パト活動の規模拡大 ・ 朝日大学の学生や防犯ボランティアの方々の協力による防犯パトロールを実施します。	○青色回転灯防犯パトロール活動 ○青色回転灯防犯パトロール車貸出事業
(4) 自転車盗難防止 ・ 北方警察署、防犯協会、朝日大学等と協力して啓発チラシの配布、駐輪場に注意書きを掲示します。	○協力団体との啓発活動
(5) 交通安全施設等の設置 ・ カーブミラーやガードレール等の施設を充実します。 ・ 一時停止等の交通規制実施について、積極的に働きかけます。	○交通安全施設等整備事業 ○警察・公安委員会に対する要望活動
(6) 消費者行政の推進 ・ 消費生活に関する様々なトラブルに対応するため、消費生活相談員による相談事業や消費者事故等に関する必要な情報を市民に提供、啓発することで、消費者被害の発生・拡大を防止します。	○消費生活相談体制の再整備事業 ○地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
交通安全出前講座及び防犯出前講座の開催回数	回/年	115	130	145
街路灯設置数	基	4,752	4,850	4,950
青色回転灯防犯パトロール活動 (貸出による活動を含む。)	回/月	8	12	15
自転車盗難被害件数	件/年	70	50	45

基本 目標	2	便利で快適に暮らせる美しいまち	①都市基盤
----------	---	-----------------	-------

■ 目指す姿

◇主要幹線道路網の整備にあわせて土地利用を有効に推進するまち
◇豊かな自然環境の中で市民が快適に生活できるまち
◇ＪＲ穂積駅周辺整備により、駅周辺に賑わいと活気のあるまち
◇徒歩による移動でも便利に暮らせるコンパクトなまち
◇多世代が魅力を感じる住環境が整ったまち

■ 現 状

○国道 21 号や東海環状自動車道のインターチェンジ整備にあわせ、沿道への新たな産業の立地誘導等、有効かつ計画的な土地利用を進めています。
○ＪＲ穂積駅は１日あたり 18,000 人程の乗降があり、通勤・通学等の利用により混雑が発生していることから、利便性・機能性の向上が求められており、意向調査や説明会等などを開催し、駅周辺のあるべき姿への整備に向けて計画策定を進めています。
○生活基盤となる道路、公園、下水道等の整備により、良好な住環境の維持や地域コミュニティの育成につなげています。
○本市には河川が多くあることから、生活に身近な自然や緑を感じられる環境を守るとともに水辺を活用した親水性の高い空間づくりに取り組んでいます。
○学術研究拠点としての機能を有する朝日大学と連携したまちづくりを推進しています。

■ 課 題

●都市計画マスタープランを始めとする各種計画に基づき、少子高齢化の進展等の社会潮流を考慮した市街化整備や集約型都市構造への再編、東海環状自動車道インターチェンジに近接する地域の開発等、適切な土地利用を推進する必要があります。
●ＪＲ穂積駅周辺は、乗降者数は多いものの市の玄関口としての賑わいが感じられない側面もあるため、整備事業やソフト事業の実施により、賑わいの創出と地域の活性化が求められます。
●住宅地や市街地において人口の高齢化が進むとともに、身近にあった商店等の減少により徒歩圏での日常生活の維持が困難等の問題が生じている地域があるため、地域課題への対応が求められます。
●全国的に増加傾向にある空家等で、防災・衛生・景観等の管理が不十分なものについて、適正な管理が求められます。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
駅利用者の満足度	%	-	27.6
公園・緑地整備（１人当たりの面積）	m ²	6.36	6.39

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）市全体の総合的かつ計画的な土地利用計画の推進 ・ 社会情勢の変化に対応していくため、都市計画マスタープラン等の計画を適宜改定します。	○都市計画マスタープランの見直し ○都市計画用途地域等の見直し
（２）駅周辺の活性化 ・ 地域住民の生活環境を踏まえつつ、ＪＲ穂積駅利用者の利便性に即した駅周辺の新たな賑わいづくりについて、市内商工業関係者等を交えながら事業計画等を策定し、駅利用者の利便性向上とこれに連動する商機喚起による地域の再生・活性化を促進します。	○ＪＲ穂積駅周辺整備事業【重】 【創】 ○ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業【重】 【創】
（３）集いの場整備 ・ 地元地域との連携により街区公園の整備を推進します。	○公園・緑地等整備事業
（４）住宅地等の整備 ・ 生活の拠点となる魅力ある商業地や住宅地の形成に向けた都市基盤を整備します。	○土地区画整理事業 ○地籍調査事業
（５）空家等対策の推進 ・ 空家等対策計画により、空家等に関する取組を推進します。	○空家等対策事業
（６）景観計画の策定・推進 ・ 景観計画の策定により、良好な景観の保全、形成に関する取組を推進します。	○景観計画策定事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	１０年後 R12(2030)
駅利用者の満足度	%	27.6	現状値から +5%	現状値から +10%
都市公園等面積（１人当たりの面積）	m ²	10.6	11.1	11.1

■ 関連計画

瑞穂市都市計画マスタープラン	瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略
岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	瑞穂市緑の基本計画

基本
目標

2

便利で快適に暮らせる美しいまち

②交通基盤

目指す姿

- ◇主要幹線道路網の整備により、広域移動の利便性が向上するとともに災害にも強いまち
- ◇コミュニティバス等の公共交通機関により、市民がスムーズに移動できるまち
- ◇自家用車の移動がスムーズで歩行者等にも利便性が高い道路が整備されたまち

現 状

- 都市空間や様々な拠点間を結び、災害時には緊急輸送の機能を担う等、市民の暮らしを支える大切な都市基盤として、国道 21 号や東海環状自動車道を中心とする主要幹線道路網の整備を促進しています。
- 少子高齢化の進展等を踏まえ、誰もが安全・便利に暮らすことができる生活空間を形成するため、公共交通網の充実や利便性、安全性に配慮し、すべての人が利用しやすい交通基盤の整備に努めています。
- 道路の街路樹や舗装等について適正な維持・管理に努めるとともに、歩道や自転車歩行者道の設置等、市民が安心して利用できる道路環境づくりを進めています。

課 題

- 広域幹線道路網の整備について国や県と連携して取り組むとともに、市内幹線道路の整備とあわせた円滑に移動できる交通ネットワークの構築を推進する必要があります。
- ＪＲ穂積駅を中心とした都市拠点と生活拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの形成が求められます。
- 日常生活の利便性や防災性の向上のため、緊急車両の進入が困難な狭あい道路の整備が求められます。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
みずほバス利用者数	人	63,000	105,432
自転車歩行者道整備事業	k m	28	29
橋梁長寿命化修繕率	%	12	35



施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 道路ネットワーク網の整備 ・都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を構築します。	○高規格道路整備 ○国・県道整備事業 ○街路整備事業
(2) 公共交通の利便性向上 ・鉄道及びバスの運行時間の相互調整等により、交通機関利用時の連絡強化を図ります。	○公共交通運行事業【創】 ○地域公共交通網形成計画の策定【創】
(3) 市内幹線道路・生活道路の整備 ・市内幹線道路の計画的整備や、歩行者や自転車等の通行に配慮した道路を整備します。 ・老朽化する道路ストックを適正に維持・管理します。	○幹線道路網整備事業 ○交通安全施設整備事業 ○自転車歩行者道整備事業 ○橋梁長寿命化修繕事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
みずほバス利用者数	人	105,432	107,623	117,623
自転車歩行者道整備事業	k m	29	30	30
橋梁長寿命化修繕率	%	35	52	74

関連計画

瑞穂市道路網整備計画

瑞穂市公共施設等総合管理計画



基本 目標	2	便利で快適に暮らせる美しいまち	③上水道・下水道
----------	---	-----------------	----------

目指す姿

◇安全な水が安定的に供給されるまち
◇公共用水域の水質が保全され、公衆衛生に配慮されたまち
◇下水道事業が効率的に実施され、下水道経営が安定しているまち
◇し尿処理が適切に行われ、環境衛生が高い水準で維持されているまち

現 状

○水道事業ビジョンに掲げる”安全で安定した水をいつまでも”を理念に、安全で安心な水の供給、持続可能な事業経営、災害に強い水道の構築を進めています。
○下水道については、公共下水道を都市計画に定め、令和8年度の供用開始に向けて事業を進めています。
○し尿処理については、収集・運搬業務は許可業者及び民間委託、処理業務は本市と本巢市、北方町で構成する「もとす広域連合衛生施設し尿処理場」で行うことで市民生活を支えています。

課 題

●過去に整備した水道施設が今後更新時期を迎えるため、計画的な更新を進める必要がある一方、施設の更新には多額の投資が必要となることから、経営基盤の強化を見据えた投資と財源のバランスが重要になります。
●下水道事業については、中長期的な経営の安定化を図る観点から更なる経費回収率の向上が必要となります。
●工場等からの排水よりも生活排水からの汚れが目立つため、河川等の水質を悪化させないよう、更なる排水対策が求められます。
●し尿処理施設の老朽化が進んでいるため、施設管理者との連携を密にするとともに、処理の円滑化・合理化を進める必要があります。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1(2019) 実績値
上水道普及率	%	86.0	86.9
上水道有収率	%	80.3	80.1
配水管耐震化率	%	1.3	6.4
汚水処理人口普及率	%	54.1	59.9
下水道人口普及率	%	8.1	7.4

施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 適正な水質確保 ・ 水質検査計画の策定と計画に基づく水質検査を継続的に実施します。	○水質適正管理事業

（２）経営戦略の推進 ・ 投資の平準化と施設（水源地内設備や老朽管等）の計画的更新を推進します。	○経営戦略推進事業
（３）上水道有収率の向上 ・ 漏水箇所を発見し速やかに修繕することにより有収率の向上につなげます。	○漏水調査事業
（４）管路の耐震化 ・ 災害時の避難施設のうち９施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進します。 ・ 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震適合管を使用することにより、管路の耐震化を推進します。	○重要給水施設管路耐震化事業
（５）災害時応急給水体制の確保 ・ 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保します。	○災害時給水資材等備蓄整備事業
（６）汚水処理施設の整備 ・ 公共下水道区域を拡大します。また、下水道未供用区域については、浄化槽の設置を促進します。	○公共下水道事業【重】 ○浄化槽設置整備事業
（７）下水道施設の維持管理 ・ 下水処理場は、経過年数に応じた予防保全を行い適切な維持管理を実施します。 ・ 下水道管は、定期的な点検を実施し施設の延命を図ります。	○下水処理場及び下水道管の維持管理

■今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	10 年後 R12 (2030)
投資の平準化（上水道建設改良費）	億円/年	4.0	3.7	3.7
上水道有収率	%	80.1	83.1	85.6
重要給水施設配水管耐震化率	%	49.3	73.3	89.3
非常用飲料水袋備蓄数	袋	23,000	23,000	23,000
汚水処理人口普及率	%	59.9	62.1	81.5
下水道人口普及率	%	7.4	7.0	34.5

■関連計画

瑞穂市水道事業ビジョン

瑞穂市都市計画マスタープラン

瑞穂市生活排水対策推進計画

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）全体計画

瑞穂市国土強靱化地域計画

岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画

基本 目標	2	便利で快適に暮らせる美しいまち	④自然・衛生環境
----------	---	-----------------	----------

目指す姿

◇市民一人ひとりに環境問題の意識が根づいているまち ◇持続可能な環境保全に向けた「循環型社会」が確立されたまち
--

現 状

○平成 23 年 8 月から粗大ごみの収集を有料化し、以後事業系のごみ搬入がなくなり、1 人 1 日あたりのごみ総排出量は、平成 19 年度の 926 g をピークに年々減少し、令和元年度には 699 g となっており、減量化に一定の効果が得られています。
○本市では、生ごみ処理容器の購入や集団資源回収への補助により、「市民にできるごみの減量化」について支援を行っています。
○ごみの収集に当たっては、ごみの種類により「ステーション方式」、「拠点回収」、「直接搬入」、「戸別収集」、「庁舎回収」の方式を採用しています。また、穂積地区におけるプラスチック製容器包装、巢南地区における陶磁器・ガラス類のステーション回収を平成 27 年 7 月より開始しており、分別区分を統一しています。
○廃棄物減量等推進員と協働で、ごみの減量化、分別化の徹底を図っています。
○まちの景観を損ねる不法投棄、ポイ捨て、ペットの糞の始末等について、立て看板を設置し注意喚起を行っています。

課 題

●社会的潮流として、世界的な環境問題から身近なごみ等の生活環境の問題について、市民一人ひとりの関心が高まっていることもあるため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境に低負荷となる循環型社会への取組が求められます。
●市民や事業者には、廃棄物等の Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）3 R への理解と取組を普及啓発していく必要があります。
●本市の生活排水処理率は全国及び県を大きく下回っているためその向上に取り組むとともに、まちの環境美化に配慮した取組の継続が必要です。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
環境美化教育及び啓発（リサイクル率）	%	19.3	28

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）収集・回収拠点の充実 ・ 市民の利便性向上のため、粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直しを行います。 ・ 生ごみの堆肥化・乾燥化による減量を推進します。 ・ 高齢化の進展に対応したごみの排出支援体制を構築します。	○ 廃棄物排出体制整備事業 ○ 粗大ごみ、資源回収拠点整備事業 ○ 生ごみ処理容器購入補助事業
（２）不法投棄等の防止 ・ 不法投棄の抑止に向けて、警察との連携及び地域住民との情報共有を図ります。	○ 不法投棄防止推進事業
（３）生活に身近な環境の美化 ・ 市民一人ひとりが身近にある環境や自然に目を向けながら環境問題への認識を深めていくための、情報提供を図ります。 ・ ごみ排出量削減、リサイクル率向上を推進します。 ・ 下水道事業計画区域外、未供用区域等について、浄化槽の設置を促進します。	○ 環境美化教育及び啓発事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
環境美化教育及び啓発（リサイクル率）	%	28	30	30

■ 関連計画

瑞穂市一般廃棄物処理基本計画	瑞穂市地球温暖化対策実行計画
瑞穂市災害廃棄物処理計画	瑞穂市生活排水対策推進計画



基本 目標	3	心が通う助け合いのまち	①地域コミュニティ
----------	---	-------------	-----------

目指す姿

◇地域住民が助け合い・支え合いの心でつながるコミュニティを築くまち

現 状

○市内には 97 の自治会があり、自治会加入率は 69.0%(令和 2 年 3 月末)となっています。
○市の高齢化率は 21.2%と全国の平均を大きく下回っていますが、中地区、本田地区、西地区等、高齢化が進む地域もあります。地域の人口についても、増加する地域と、減少傾向が続いている地域が混在しており、地域毎の人口や年齢構成に大きな違いがあります。
○「自助、共助」を基本とした各自治会における自主防災活動が定着してきており、校区や自治会での防災訓練、防災研修等を通じた自治会内防災ネットワーク体制の構築が進みつつあります。

課 題

●近年各地で起きている大規模災害等により、住民の防災意識は高まっているため、今後起こり得る災害に備え、地域防災力の強化がより一層求められています。
●地域における生活課題を地域住民で解決していくための自治組織として、概ね各小学校区を単位とした校区自治会連合会の活動を支援する必要があります。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
自治会加入率	%	71.7	69
校区自治会連合会設立数	組織	1	5



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）自治会加入促進 住民の居住形態にも配慮した、広報紙掲載や自治会活動パンフレット作成・周知により、地域コミュニティの重要性の啓発に努めます。また、自治会側にも住民ニーズに対応した自治会づくりを進めてもらえるよう啓発し、自治会への加入を促進します。	○自治会加入促進事業
（２）校区自治会連合会組織の設立等支援 小規模多機能自治体制の構築に向けて、校区自治会連合会組織の設立をします。	○校区自治会連合会支援事業
（３）地域の多様な世代間の交流促進 若い世代が自治会活動や連合会活動に参加・参画する地域活動を支援します。また、活動の拠点となる施設整備への支援により、地域の連携体制を確立し、地域のなかの多様な世代間交流を促進します。	○地域拠点施設整備支援事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
自治会加入率	%	69	70	71
校区自治会連合会設立数	組織	5	7	7



基本 目標 3	心が通う助け合いのまち	②高齢者福祉
------------	-------------	--------

目指す姿

◇「地域包括ケア」の概念が定着し、高齢期の支援体制が整ったまち
◇高齢者が生きがいをもち、健康で生き生きと暮らせるまち

現 状

○本市の高齢化率は21.2%（令和2年4月1日現在）ですが、今後も高齢化が進むとともに、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、高齢福祉に関する取組を強化しています。
○高齢者が楽しく学び、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習、芸術・文化、スポーツ活動等に参加する機会と、それぞれが持つ知識・経験を活かした地域貢献・就労等を行うことができる機会の創出に取り組んでいます。
○元気な高齢者が、ボランティアや地域の見守り・支え合いの担い手となり、地域活動を支えるきっかけや機会づくりに取り組んでいます。

課 題

●高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進する必要があります。
●認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、必要な医療や介護、日常生活における支援が一体的に提供できる体制を整える必要があります。
●高齢者虐待や消費者被害は増加する傾向にあるため、権利擁護の観点から関係機関との連携を強化する必要があります。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1(2019) 実績値
地域包括支援センター・在宅介護支援センターの数	箇所	4	4
老人クラブの会員数	人	3,662	2,682
敬老事業の実施率	%	95.8	95
キャラバンメイト養成数	人	23	120
認知症サポーター養成数	人	1,204	4,500

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）地域包括ケアシステムの推進 ・ 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。 ・ 生活支援サービスに関わる団体・NPO・ボランティアを支援しネットワーク推進に取り組めます。	○地域包括ケアシステム推進事業【重】【創】 ○在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の相談体制整備事業 ○日常生活支援サービスの充実 ○介護人材育成促進事業【重】
（２）高齢者の健康・生きがいづくり ・ 老人クラブ活動の支援を行い、スポーツや文化活動等、高齢者の生きがいづくりを応援します。 ・ シルバー人材センターの活動の支援を行い、高齢者の社会参加と福祉の向上を図ります。	○老人クラブ連合会の運営支援 ○シルバー人材センター活動支援事業
（３）認知症対策の推進 ・ 認知症の早期発見・早期治療に繋げるため、医療機関等と連携し相談機会の充実を図ります。 ・ 介護施設、医療機関等と連携しつつ、より身近な場所で認知症患者やその家族を支援します。 ・ 認知症サポーターの確保を強化し、認知症の正しい理解と支援を広めます。 ・ 認知症高齢者等見守り補償事業を活用し、認知症の方に対する継続的な見守り体制を構築します。	○認知症相談体制整備事業 ○キャラバンメイト養成推進事業 ○認知症サポーター養成事業 ○認知症高齢者等見守り補償事業
（４）介護予防 ・ 介護保険制度の改正により、一部の保険給付が市町村の事業に移行されたことに伴い、従来から行ってきた介護予防事業を充実させるとともに、特に国が示す重点項目を更に充実します。	○介護予防・日常生活支援総合事業 ○包括的支援・任意事業 ○生活支援体制整備事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	１０年後 R12(2030)
地域包括支援センター・在宅介護支援センター	箇所	４	４	４
老人クラブの会員数	人	２,６８２	２,７５０	２,８００
敬老事業の実施率	%	９５	９６	９７
キャラバンメイト数	人	１２０	１４０	１７０
認知症サポーター数	人	４,５００	７,０００	９,５００

■ 関連計画

瑞穂市地域福祉計画	もとす広域連合介護保険事業計画	成年後見制度利用促進計画
瑞穂市老人福祉計画	瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略	

基本
目標

3

心が通う助け合いのまち

③地域福祉

■目指す姿

- ◇地域福祉の理念が行き届き、助け合い・支え合いがスムーズに行えるまち
 ◇市民一人ひとりの尊厳が保たれ、誰もが尊重された生涯を過ごすことができるまち

■現 状

- 本市では、行政による「公助」の推進と、「互助」の役割を担う民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、その他の福祉ボランティア団体等の多様な担い手による活動、個人や家族等が担う「自助」による包括的で複層的な地域福祉活動が進められています。
- 人権が尊重され、虐待防止や権利擁護に対する意識が市民一人ひとりに行き届くように普及啓発に努めるとともに、虐待や権利侵害に対する相談体制の強化と早期発見・早期対応の体制づくりを進めています。

■課 題

- 少子高齢化の進展や、産業構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により、地域における助け合い・支え合いという相互扶助機能が弱まっているため、地域の実情に応じて様々な福祉課題の解決に向けた取組が求められます。
- 子ども・子育て家庭の核家族化や、ひとり親世帯、単身世帯、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、地域における日常の見守り活動やいざという時の支援体制づくりが求められます。
- 福祉サービスは、行政と市民活動団体、事業者等の多様な主体が協働・連携して、支援を必要とする方に提供できる体制を築くことが求められています。
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、被害が顕在化しにくく、深刻化する傾向があり、被害者の人権を守るために関係機関との連携、相談・支援体制の強化が求められます。
- 高齢者の「地域包括ケア」という概念を、障がい者や子ども・子育て家庭や制度のはざまに置かれている人等にも広げることにより、地域住民が全員で支えあう地域共生社会の実現に向けたしくみづくりが求められています。

■前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
地域交流の場所づくり数（ふれあいサロンの実施箇所）	箇所	30	38
市ボランティアセンターへの登録者数	人	1,700	1,800
見守り協力事業所数	箇所	22	31

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）地域で尊重し、支え合う意識づくりと担い手づくり ・ 地域でお互いを尊重し支え合う意識づくりや、交流の場への参加を推進します。 ・ 地域福祉活動コーディネーター等を育成します。 ・ 市社会福祉協議会や NPO 等、福祉に関わる各種非営利団体活動を支援します。	○ふれあい・いきいきサロン等の地域での活動への支援事業 ○ボランティアの養成・活動にかかる支援事業 ○日本赤十字社瑞穂市地区活動事業
（２）見守り体制の強化 ・ 支援を必要とする人に対する地域での見守り体制の強化や連絡体制を構築します。	○緊急通報システムの活用等、高齢者や障がい者の緊急通報体制整備事業 ○民間事業所や各種団体等との連携による「見守り隊」の活動への支援事業
（３）福祉サービスが利用しやすいしくみづくり ・ 支援を必要とする人に福祉サービス情報が行き渡る仕組みを作るとともに、相談・支援体制を充実します。	○福祉総合相談センター支援事業 ○民生児童委員協議会活動支援事業
（４）安心して暮らせる地域づくり ・ 市民の権利を守り、安心して暮らし続けるための体制を充実します。	○人権施策推進指針の策定・施策実施事業 ○女性相談員の配置、DV 対策・女性保護事業 ○自殺総合対策事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
地域交流の場所づくり数（ふれあい・いきいきサロンの実施箇所）	箇所	38	45	50
市ボランティアセンターへの登録者数	人	1,800	2,000	2,200
見守り協力事業所数	箇所	31	33	35

■ 関連計画

瑞穂市地域福祉計画 もとす広域連合介護保険事業計画

瑞穂市老人福祉計画 瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（後期計画）

基本
目標

3

心が通う助け合いのまち

④障がい者福祉

■ 目指す姿

- ◇障がいのある人のライフステージに応じた、切れ目のない支援が受けられるまち
- ◇障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち

■ 現 状

- 身体障がい、療育、精神の各手帳所持者数は、身体は横ばいであるものの、療育、精神は増加傾向にあり、人口に占める障がい者の割合も年々高くなっています。また、手帳所持者の高齢化や症状の重度化も見られ、特に内部障害が増える傾向にあります。
- 障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」と児童福祉法に基づく「通所・入所サービス」が、障がいのある人（児）の状況・状態や程度に応じて受けられるように、サービスの充実を図っています。
- 「ふれあいホームみずほ」を運営する等、障がいのある人が日常生活に必要な訓練を行うことにより、社会における自立の促進をはかり社会参加を目指す取組を進めています。
- 発達に支援が必要な子に対し、その年齢や発達段階や生活の実態に応じて必要な支援を重層的に提供できるよう、早期発見・早期対応に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の様々な関係機関との連携し、支援を展開しています。

■ 課 題

- 介護者の高齢化・死亡後の住居として、グループホーム、介護者が不在時（仕事、慶弔行事等）の短期入所サービスに関する需要が多いことから、公設民営、民間参入等により整備を図る必要があります。
- 障がいや障がいのある人への理解不足による差別や偏見等が依然として見られることから、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指して、差別の解消や合理的配慮に関する周知・啓発が必要です。
- 地域での生活支援、障がいに関する専門相談、相談体制の強化等を図るため、地域生活支援拠点、基幹型相談支援センターの整備が必要です。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
障害者相談支援事業所数	箇所	3	5
福祉施設から一般就労への移行等	人	2	5
ふれあいホームみずほ利用者延べ人数	人	38	260
グループホーム数	箇所	0	2
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	万円	70	190
障害者差別解消法の理解度	%	-	40

■施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）暮らしの基盤づくり ・ 障がいのある児童から高齢者までの幅広いニーズに対応できるよう一般相談を含めた相談支援体制を整備します。 ・ 障害者自立支援協議会の継続かつ安定的な運営を図るため、民間団体等に運営を委託する等検討し、人材の育成を含め、さらなる活性化を促進します。 ・ 民間事業者との連携強化による体制を整備します。	○基幹相談支援センターの設立 ○障害者自立支援協議会の運営委託
（２）自立と社会参加の基盤づくり ・ 障がいのある人が地域のなかで生活していけるための支援を充実します。 ・ 障がいのある人が切れ目のない支援を安心して受けることができるよう、各種関係機関との連携強化を図ります。 ・ 障がい者スポーツの振興により、障がいのある人の社会参加を促進します。	○地域生活支援事業 ○福祉活動団体への活動支援事業 ○児童発達支援記録用サポートブックの作成・活用事業
（３）障がい者にやさしいまちづくり ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らしやすくなるような環境を整備します。 ・ 障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動を実施します。	○障害者差別解消法の啓発・広報事業 ○障害者差別解消支援地域協議会の設立等

■今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
障害者相談支援事業所数	箇所	5	7	7
福祉施設から一般就労への移行等	人	5	8	8
ふれあいホームみずほ利用者延べ人数	人	260	270	300
グループホーム数	箇所	2	3	3
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	万円	190	350	500
障害者差別解消法の理解度	%	40	80	85

■関連計画

瑞穂市地域福祉計画	瑞穂市障害者計画	瑞穂市障害福祉計画
-----------	----------	-----------

基本
目標

3

心が通う助け合いのまち

⑤児童福祉

■ 目指す姿

- ◇子どもと子育て家庭の状況に応じて必要な支援が行き届くまち
- ◇子どもと子育て家庭が地域コミュニティにも支えられるまち

■ 現 状

- 要保護児童対策の協力体制の推進として、毎月1回、子ども相談センター等の関係機関と関係課の職員で情報共有を行うことにより、効率的で横断的な連携支援に努めています。
- 養育支援訪問事業では、関係機関と連携して養育に問題を抱えた世帯へ訪問することで、子どもが健やかに成長できる家庭環境を整えていくような支援をしています。
- 待機児童解消策の一環として、地域型保育施設や放課後児童クラブの担い手となる人材育成を実施しています。
- 母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭に対する相談を通じ、各給付金事業の活用及び就労支援等を行っています。

■ 課 題

- 児童虐待は、家庭内での発生事案が多く見られており、地域での見守りも必要となっています。今後も、要保護児童対策地域協議会の開催や必要に応じたケース検討会議による情報共有、関係各機関との連携強化を図りつつ、早期発見・早期対応、児童虐待の発生予防が求められます。
- 障がい児やひとり親家庭への支援に加え、国際化の進展に伴う外国につながる子どもへの対応等への取組も必要です。
- 児童に関する相談内容は、複雑化・多様化しており、一つの窓口だけでは対応できないケースが増えており、なお一層の庁舎内、関係機関の情報共有、連携した支援が必要となっています。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1(2019) 実績値
要保護児童対策地域協議会研修会	回	1	2
児童虐待に関する相談や通告が、解決に至った件数	%	-	90
子育て支援員養成研修事業（年間開催数）	回	0	1
支援を要する児へのことばの教室、外国籍児童への保育所内日本語学習事業（一児童あたり年間開催数）	回	0	0
保育所園児の体力向上事業（前年度事故件数より5%減少）	%	0	-5
ひとり親家庭の就業率	%	93.9	95

施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）児童福祉の充実 ・ 虐待防止等に向けた、相談・支援体制を充実します。 ・ 関係機関との連携・協力の下、妊娠・出産・育児・学童期への切れ目のない支援体制を構築します。	○要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への支援事業
（２）子育て支援の充実 ・ 出産前後の子育てに不安や悩みを抱えた保護者が、安心して子育てのできる仕組みを構築します。 ・ 子育て世代の保護者が、安心して出産・育児ができるよう支援します。	○子育て支援員養成研修事業 ○子育て世代包括支援センター事業【創】
（３）「助け合い」の理念に基づく地域社会の形成 ・ 子どもは地域の宝であるという考えの下、地域の住民が子育てを見守り助け合える仕組みを構築します。	○外国籍児童及び保護者への保育所内でのことばの支援事業 ○保育所園児の体力向上事業 ○市民ボランティア育成支援 ○地域住民と子育て家庭の交流 ○子育て支援員養成研修事業
（４）ひとり親家庭への支援の充実 ・ 経済的に困窮しやすい、ひとり親家庭に対する経済的な自立や、安心して子育てできるような環境づくりを支援します。	○ひとり親家庭への就労支援事業【創】 ○ひとり親家庭等の子どもへの学習支援及び居場所づくり支援事業【創】

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
要保護児童対策地域協議会研修会	回	2	3	3
児童虐待に関する相談や通告が、解決に至った件数	%	90	100	100
子育て支援員養成研修事業（年間開催数）	回	1	1	1
妊娠・出生時相談	%	100	100	100
保育所園児の体力向上事業及び活動（実施回数）	回	6	8	10
ひとり親家庭の就業率	%	95	96	98

関連計画

瑞穂市地域福祉計画

瑞穂市健康増進計画

瑞穂市子ども・子育て支援事業計画

基本
目標 3

心が通う助け合いのまち

⑥社会保障

■ 目指す姿

◇社会保障制度が周知され、必要な人に支援や保障が行き届くまち

■ 現 状

- 高齢化の進展等による医療費や介護給付費の高騰をはじめ、社会保障費は年々増加しています。
- 介護保険制度について、本市は、本巣市、北方町とともに「もとす広域連合」を組織し、保険者の一員として運営に参画しています。
- 生活困窮者等に対して自立の促進を図る「生活困窮者自立支援事業」を実施しており、本人の状態に応じた支援を行っています。
- 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度等の理解を深め、適切な利用につなげるとともに、広報やホームページ、関係機関窓口等で各種社会保障制度に対する周知を行っています。

■ 課 題

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度における医療給付費や、福祉医療費助成制度の扶助費も増加傾向にあることから、今後も健康づくりへの啓発等により医療費の適正化に努め、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を確保していく必要があります。
- 生活保護受給者は、経済的な問題だけでなく、受給理由が多様化し自らでは解決困難な複合的な問題を抱える世帯が増えていることから、個々のケースに対応できる支援体制づくりが求められます。
- 生活困窮者、生活保護受給者の中で、就労への意欲、技能等の不足、生活習慣等の乱れ等から就労に繋がらないケースがあるため、個々の状況に応じたきめ細かな、伴走型の就労支援が求められています。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
自立支援相談者数	件	59	110
生活困窮者（70歳未満）の就労相談から就労に結びついた割合	%	60	64
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労に結びついた割合	%	44	45
特定健診受診率の向上	%	46.2	46.7
適正受診啓発による国民健康保険被保険者の医療費上昇抑制	億円	33.1	30.1
国民健康保険税収納率（現年度）	%	91.27	92.54
介護サービスの標準給付費（もとす広域連合介護保険事業計画より）	億円	63	60

施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）生活困窮者自立支援施策の充実 複合的な課題を抱える世帯や各種支援制度の谷間にある支援を必要とする人への包括的でより専門的な相談支援体制の構築及び支援事業を充実します。	○自立相談支援事業 ○就労活動支援事業 ○住居確保給付金 ○生活困窮者自立支援任意事業
（２）セーフティネット機能の維持 - 生活保護制度を継続的かつ適正に運用します。 - 個々のケースに対応した自立のために必要な助言・指導・支援を実施します。	○被保護者就労支援事業 ○自立支援プログラム事業
（３）国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な運営 - 各種健診等、健康増進事業に取り組むことで、疾病を予防し、医療給付費の抑制を図ります。 - 適正な保険税の賦課・徴収に努めるとともに、被保険者の状況に応じた適切な納付相談を実施します。	○特定健診・すこやか健診 ○特定歯科健診・さわやか口腔健診 ○特定健診受診者を対象にした料理教室 ○人間ドック・脳ドック助成事業 ○保険税収納率の向上対策
（４）福祉医療費助成制度の充実 受給者の増減、社会情勢や財政状況に適合した適正な受診等の啓発を行いながら、制度の充実に努めます。	○乳幼児等医療費助成事業 ○重度心身障害者（児）医療費助成事業 ○母子家庭等医療費助成事業 ○父子家庭医療費助成事業
（５）介護保険の適正な運営 - 介護予防・日常生活支援等に取り組み、要介護者となる以前の予防や、介護給付費の増加抑制を図ります。 - 保険料の徴収に努めるとともに、被保険者の状況に応じた適切な納付相談を実施します。	○介護予防・日常生活支援総合事業 ○包括的支援・任意事業 ○生活支援体制整備事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
自立支援相談者数	件	110	130	150
生活困窮者（70歳未満）の就労相談から就労に結びついた割合	%	64	65	70
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労に結びついた割合	%	45	50	60
特定健診受診率の向上	%	46.7	60	60
適正受診啓発による国民健康保険被保険者の医療費上昇抑制	億円	30.1	30	30
国民健康保険税収納率（現年度）	%	92.54	94	95
介護サービスの標準給付費	億円	60	70	70
地域支え合い推進会議（第２層協議体）の設置		4	7	7

関連計画

瑞穂市地域福祉計画

もとす広域連合介護保険事業計画

基本 目標 3	心が通う助け合いのまち	⑦医療・健康
------------	-------------	--------

■ 目指す姿

◇市民自身が健康を自己管理し、活き活きと生涯を過ごせるまち

■ 現 状

○「健康みずほ 21（瑞穂市健康増進計画）」に基づき、市民が健康を自己管理し保持増進に努められるよう、運動・食事・喫煙・飲酒等に関する適正な習慣と、健（検）診の受診や生活習慣病予防対策の推進、こころの健康づくりや健康意識の向上により、健康の保持増進と適切な医療機関への受診等につなげるとともに、医療と健康に関する普及啓発に努めています。
--

■ 課 題

●市民一人ひとりが健康で活き活きと生涯を過ごし健康寿命を延伸できるよう、若い頃からの定期的な健（検）診受診や日常生活における健康意識の向上に取り組む必要があります。
●かかりつけ医・歯科医等の普及啓発や救急医療体制の整備、「病診連携システム」を利用した広域での医療受診体制の整備等により、医療の効率的かつ適正な提供を図る必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
特定保健指導率	%	26.9	77.1
メタボリックシンドローム該当者（割合）	%	15.9	19.0
若年層健康診査受診者数	人	474	768
特定健康診査受診率	%	46.2	46.7
小児一次救急体制の拡充	時間	準夜帯 (19:30～23:00)	準・深夜帯
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	29.8	50



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）生活習慣病予防対策の推進 ・生活習慣病を予防して、健康寿命の延伸を図ります。	○特定保健指導の充実 ○生活習慣病重症化予防対策事業 ○糖尿病性腎症重症化予防事業
（２）健（検）診体制の充実と医療費適正化の推進 ・若い年齢からの健康診査を実施し、生活習慣病を予防する生活改善を支援します。 ・がんを早期に発見し、早期に治療を開始できる体制を整備します。	○若年層健康診査の実施【重】【創】 ○特定健康診査、特定歯科健診、人間ドック助成事業、すこやか健診の実施、脳ドック助成事業【創】 ○がん検診事業
（３）地域医療体制の充実 ・「かかりつけ医・歯科医・薬局」を推進し、病状に応じて適正な医療が安心して受けられる体制を構築します。	○病診連携システムの構築【創】 ○救急医療体制の強化【創】
（４）地域における健康づくり活動の推進 ・運動習慣の普及啓発のための教室を開催します。 ・健康づくりを育む食習慣の定着化を図ります。 ・健康づくりを目的とした地域活動を支援します。 ・こころの健康づくり対策を推進します。	○運動教室、栄養教室、健康教室 ○食生活改善等の自主活動への支援 ○健康ウォーキングの普及 ○こころの健康相談事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	１０年後 R12(2030)
特定保健指導の終了者（割合）	%	77	78	79
メタボリックシンドローム該当者（割合）	%	19	15	13
糖尿病未治療者の医療機関受診率	%	44	47	50
若年層健康診査受診者数	人	768	800	1,000
特定健康診査受診率	%	47	60	60
小児一次救急体制の拡充	時間	準・深夜帯	準・深夜帯	準・深夜帯
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	50	60	60

関連計画

瑞穂市健康増進計画

瑞穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画

瑞穂市国民健康保健事業実施計画（データヘルス計画）

基本
目標

3

心が通う助け合いのまち

⑧人権・平和

■ 目指す姿

◇あらゆる方の人権が尊重され、お互い認め合える心やさしいまち

■ 現 状

- 人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。本市では、高齢者、障がい者、労働者、子ども、外国人等、あらゆる立場の方に関する人権の普及啓発と人権教育、部落差別の解消、男女共同参画社会、虐待防止等、人権に関する様々な取組を進めています。
- 広報やホームページ、街頭での啓発活動や講演会等の差別の解消に関する取組、家庭や職場等における男女共同参画の推進等により、人権の正しい理解を広め、あらゆる立場の方の人権の尊重につなげています。

■ 課 題

- 少子高齢化の進行や、産業構造の変化、ライフスタイルや価値観が多様化する中、市民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面で人権が尊重され、お互いに助け合い、支え合い、その個性や能力が十分発揮される差別のないまちづくりが必要です。
- 戦後 75 年が経過し、戦争を体験した世代が減少する中、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代に伝える取組を継続する必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
人権講演会参加者	人	550	350

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 基本的人権を尊重し支え合う意識づくりと担い手づくり ・ 人権尊重の視点があらゆる施策に反映される総合行政を推進します。	○人権施策推進指針の策定・更新・施策実施事業 ○人権講演会の開催
(2) 相談体制の充実 ・ 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、様々な相談窓口や相談方法を設け相談体制を充実します。	○女性相談員の配置、DV 対策・女性保護事業
(3) 高齢者にやさしいまちづくり ・ 高齢者が安心して暮らせる地域づくりを促進します。	○高齢者・要介護者の権利擁護(成年後見制度等)事業 ○介護者の相談支援事業

(4) 障がい者にやさしいまちづくり(再掲) ・ 障がいのある人が、地域で安心して暮らしやすい福祉環境を整備します。	○障害者差別解消法の啓発・広報事業等 ○差別を解消するための地域連携
(5) 多文化共生 ・ 多言語による情報発信等により外国籍市民が安心して暮らせる環境を整備します。 ・ ボランティアの拡充により日本語の学習や習慣、文化の相互理解を図る機会を設け外国籍市民の社会参加を促進します。	○多文化共生推進事業 ○ボランティア養成(支援)事業
(6) すべての子どもの健全育成 ・ 子どもの健全育成といじめ根絶等の取組による人権教育を推進します。	○いじめの根絶等人権教育推進事業 ○子どもいじめ相談ポスト設置事業
(7) 児童福祉・子育て支援の充実(再掲) ・ 虐待防止等に向けた相談・支援体制を充実します。 ・ 児童虐待に陥りやすい乳児を抱えた保護者が、安心して子育てのできる仕組みを構築します。 ・ 子育て世代の保護者が、安心して出産・育児ができるよう支援します。	○要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への支援 ○妊婦・出産直後の家事育児支援サービス
(8) 男女共同参画の推進 ・ 個人として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けることなく個性と能力が発揮できる環境を整備します。	○男女共同参画基本計画推進事業 ○男女共同参画都市宣言
(9) 非核・平和都市宣言 ・ 日本国憲法の理念に基づきすべての核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えとともに、市民の平和に対する意識を高めます。	○非核・平和推進事業 ○ピースメッセンジャー事業(平成28年度事業完了)
(10) 遺族援護 ・ 戦争で亡くなられた方の慰霊、遺族への弔慰を行うとともに、平和日本の建設と平和の理念を次世代へ継承します。	○遺族会連合会活動支援事業 ○戦没者遺族への弔慰金支給事業

■今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
人権講演会参加者	人	350	370	400

■関連計画

瑞穂市地域福祉計画 瑞穂市老人福祉計画 瑞穂市障害者計画 瑞穂市障害福祉計画
 瑞穂市男女共同参画基本計画 非核・平和都市宣言 瑞穂市子ども子育て支援事業計画
 瑞穂市健康増進計画

基本 目標	4	夢あふれ希望に満ちたまち	①子育て支援
----------	---	--------------	--------

■ 目指す姿

◇子ども一人ひとりの個性を認め、心豊かに成長できるまち
◇保護者が子育ての喜びを感じられるまち

■ 現 状

○国において、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始される等、子育て家庭への支援が充実してきています。
○市内には 1 か所の市立幼稚園、8 か所の市立保育所、1 か所の私立保育所、2 か所の私立認定こども園、3 か所の私立小規模保育施設があり、各園でそれぞれ特色ある幼児教育・保育事業が実施されています。
○本市でも、核家族や共働き世帯、ひとり親世帯等家庭環境の多様化や育児力の脆弱さがみられるなか、保護者が安心して就労すると同時に子育てを楽しめる環境づくりのために、子どもの預かり先に関する施策・事業に力を入れています。

■ 課 題

●近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方で、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。今後は、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者の状況や願いに寄り添った子育て支援が求められます。
●病気や障がい、経済的理由、ひとり親等の家庭環境等から十分に子どもの養育ができず、社会的支援を必要とする家庭が増えているため、公助の視点から相談支援や自立支援、経済的支援等の施策の展開が求められます。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
子どもの預かり施設の拡充、体制整備事業	人	2,018	2,510
潜在保育士就業促進事業（年間2人以上：累計）	人	1	11
病児保育事業（開設箇所：累計）	箇所	0	0
放課後子ども総合プラン事業（7校区：累計）	箇所	0	0



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）預かり施設の拡充、体制整備 ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける保育士、指導員等を確保し、受け入れ体制を整備します。 ・ 子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事の調和のとれた環境づくりを促進します。 ・ 老朽化した保育施設の建替、保全改修等を推進します。 ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの受け入れ体制を充実させます。	○子ども預かり施設の拡充、体制整備事業【重】 ○潜在保育士就業促進事業【重】 ○待機児童対策施設整備事業 ○保育施設大規模改修事業
（２）子育て支援サービスの充実 ・ 地域子ども・子育て支援事業及び子育て支援にかかる情報発信の充実を図ります。 ・ 短期の子育て支援策に関する施設の確保を図ります。 ・ 保育所における一時預かり事業の実施や、ファミリー・サポート・センターでの受け入れも検討します。 ・ 病児保育について、もとす医師会との協議や、医師や近隣自治体等と連携した病児・病後児保育施設の確保に努めます。	○放課後児童健全育成事業【創】 ○子育て短期支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業（委託含む）【創】 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○利用者支援事業 ○子育て支援サイトの拡充事業【創】
（３）子どもの居場所づくり ・ 放課後児童クラブとの併設や、付近において放課後児童教室を設置します。	○放課後子ども総合プラン事業【創】

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	１０年後 R12(2030)
子どもの預かり施設の拡充、体制整備事業	人	2,510	2,955	3,030
潜在保育士就業促進事業（年間２人以上：累計）	人	11	16	21
病児・病後児保育事業（広域利用ができる実施施設：累計）	箇所	11	12	13
放課後子ども総合プラン事業（７校区：累計）	箇所	0	1	2

関連計画

瑞穂市子ども・子育て支援事業計画

瑞穂市公共施設等総合管理計画

基本
目標

4

夢あふれ希望に満ちたまち

②学校教育

■ 目指す姿

- ◇自ら学び、自ら考え、行動できる力を身につけられる教育環境が整ったまち
- ◇社会のグローバル化にも対応できる質の高い教育が受けられるまち
- ◇地域でも教育施設でも安全・安心が行き届いたまち

■ 現 状

- 国においては、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」の育成を目指して、新しい学習指導要領を小学校は2020年度から、中学校は2021年度からスタートします。
- 県においては、「岐阜県教育振興基本計画（第3次教育ビジョン）」にて、「ふるさと教育の充実」及び「ICTの環境整備と利活用の推進」を重点として、「これからの時代に求められる資質・能力の育成」、「ICTを活用した学習活動の充実」、「豊かな人間性を育む教育の推進」、「人権教育の推進」、「優れた教職員の確保と資質・能力の向上」等の目標が示されています。
- 本市においても、国の学習指導要領や県の計画を踏まえ、児童生徒の学習状況や教育ニーズに応じた指導により、確かな学力を育成するとともに、児童生徒の安全・安心の確保、いじめや不登校の未然防止の取組、地域や保護者と協働した学校づくり・地域づくりを進め、信頼ある学校運営を行います。

■ 課 題

- 保育所・幼稚園・小学校・中学校と子どもの発達に応じた支援を充実するとともに、学力向上や特色ある教育を実現するため、教職員の資質の向上が求められます。
- 特別支援教育をはじめ、全ての子どもの自立と社会参加を促すため、就学前から卒業後も見据えた教育を展開する必要があります。
- 安全・安心で快適な教育環境の整備と、学校施設の老朽化に伴う施設の長寿命化を進める必要があります。



■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
【全国学力テスト（質問紙調査）】 学校に行くのが楽しいと思える児童生徒の割合 (当てはまる＋どちらかという＋当てはまる)	%	小6 84.7 中3 77.8	小6 85.2 中3 78.8
【全国学力テスト（質問紙調査）】 授業内容がよく分かると思える児童生徒の割合 (当てはまる＋どちらかという＋当てはまる)	%	小6 86.0 中3 66.0	小6 84.0 中3 77.8
学校教育における情報媒体機器の整備 (タブレット型端末機・電子黒板等)	台	タブレット端末 (小) 0 (中) 各校 7 (特支学級) 0 電子黒板 (小) 各校 1 (中) 各校 1	タブレット端末 (小) 各校 40 (中) 各校 7 (特支学級) 41 電子黒板 (小) 各学級 1 (中) 各学級 1

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）安全・安心な学校づくりの推進 - すべての児童生徒が、安心して楽しい学校生活が送れるよう、いのちを守る防災教育を推進します。 - いじめ等の未然防止の取組を推進します。 - 不登校の未然防止、教育相談の充実等による学校支援体制を一層充実します。	○いじめ未然防止教育推進事業【重】
（２）特色ある学校づくりの推進 - 地域の特色や伝統等を生かした各学校の特色ある教育活動を推進します。 - 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの仕組みを構築します。	○特色ある学校づくりの推進事業 ○コミュニティ・スクール推進事業
（３）多様なニーズに対応した教育の推進 - 多様なニーズのある児童生徒に対して、そのニーズを早期に見出し、切れ目のない教育体制の充実を図ります。 - 発達障がい等のある児童生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を図る特別支援教育を推進します。 - 多文化共生社会を目指し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援体制を一層充実します。	○特別支援教育推進事業 ○外国人児童生徒支援事業
（４）確かな学力を育成する教育の推進 児童生徒の「生きる力」の基盤となる、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養^{かんよう}を目指す教育を充実します。	○学力向上推進事業【重】【創】

（５）グローバル化対応教育の推進 ・ 英語力や ICT 活用能力等、児童生徒がこれからのグローバル社会に対応し、たくましく生き抜く力を育む教育を一層充実します。	○英語教育推進事業【重】【創】 ○ICT 教育推進事業【重】【創】
（６）教職員の指導力向上の取組の充実 ・ 教職員の勤務環境の改善を図るとともに、若手教員をはじめとする研修事業や相談事業等を推進することにより、教職員の資質向上を図り、教育指導体制を一層充実します。	○教員研修事業【重】 ○教職員の勤務環境の改善事業
（７）安全・安心で快適な教育環境の整備 ・ 児童生徒の教育環境及び生活空間としての施設整備を推進します。	○小中学校等施設整備事業 ○穂積中学校グラウンド整備事業
（８）学校施設の長寿命化 ・ 老朽化した学校施設の大規模改修による長寿命化を推進します。	○小中学校等施設整備事業 ○学校施設大規模改修事業

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5 年後 R7 (2025)	10 年後 R12 (2030)
各学校で心のアンケート及び子ども全員との教育相談を年間 3 回以上実施する。	%	—	毎年 100	毎年 100
【全国学力・学習状況調査（質問紙調査）】 授業内容がよく分かると思える児童生徒の割合 （当てはまる＋どちらかという当てはまる）	%	小 6 84.0 中 3 77.8	小 6 87 中 3 80	小 6 87 中 3 80
ICT 機器活用の教育的効果を検証するための調査（文部科学省） 授業（課題提示、意見や考え方の共有等の場面）で自信をもって ICT 機器を活用して指導できる教職員の割合	%	—	100	100

■ 関連計画

瑞穂市教育の方針と重点

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

瑞穂市公共施設等総合管理計画



基本
目標

4

夢あふれ希望に満ちたまち

③生涯学習・地域文化

■ 目指す姿

- ◇スポーツ・歴史・文化により交流・ふれあいの機会が高まり、地域の結びつきが強いまち
- ◇生涯学習が充実し、習得した技能を地域社会に還元できるまち

■ 現 状

- 市内の自然、歴史、文化、芸術の多様性を最大限に活かしながら、市民一人ひとりが学び・スポーツ・交流等、あらゆる機会を通して自己の人格を磨き、豊かな人生を実現する生涯学習を推進しています。
- 生涯学習に関して求められる期待や役割が、自己の知識を高めるだけの学習から、学んだ知識をまちづくりに繋げる学習へと変化しています。
- ライフスタイルや価値観の多様化、地域や近隣とのつながりの希薄化に伴い、歴史や文化資源への関心が薄れつつあり、後継者不足が顕著になってきています。

■ 課 題

- 生涯学習活動の推進のために、個性と能力を伸ばせるよう、一人ひとりが自発的な活動を進められる環境づくりと、学んだ成果を日常生活や地域社会に還元する仕組みが必要です。
- 生涯スポーツは、ライフスタイルや年齢、体力、運動技能、身体能力、興味等に応じて、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れることが大切です。多目的広場の整備をはじめ、市民の誰もが、いつでも、どこでも楽しみ、満足感や充実感を得られるようなスポーツや運動に取り組むことができる環境づくりに努める必要があります。
- 歴史や文化財等が本市の宝であることを市民へ啓発するとともに、誰もが文化芸術を身近に感じて取り組める環境づくりと、文化・伝統の継承・後継者育成に努める必要があります。
- 社会教育による地域とのつながり意識や住民同士の絆の強化が期待されます。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
特色ある講座（瑞穂総合クラブ・市民自主講座）の開設	件	61	53
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	29.76	52

施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）生涯にわたる学習活動の推進 ・生涯に渡って学び続けることに生きがいを持ち、地域社会の充実のために役立とうとする人材の育成を図ります。 ・公民館や総合センター等を活用し、特色ある講座の開設を推進します。	○家庭教育学級 ○瑞穂総合クラブ【創】 ○市民自主講座【創】 ○瑞穂大学 ○生涯学習自主事業
（２）地域内の交流促進 ・生涯学習による人づくりによって連帯感と心の豊かさにあふれる地域づくりを推進します。	○校区活動の推進
（３）瑞穂市の歴史・文化を活かしたまちづくり ・地域の歴史と文化に誇りを持てるよう、文化財保存活動を推進します。	○文化財の保存・啓発【創】 ○文化の伝承【創】
（４）生涯スポーツの推進 ・健康寿命の向上を図るため、市民の誰もがいつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境を確保します。	○生涯スポーツの推進【創】 ○青少年スポーツの振興
（５）生涯学習施設の維持管理・活用 ・施設の長寿命化を図り、安全で快適な生涯学習施設の維持・管理を実施します。 ・多目的広場について、市民交流の場として活用を図ります。	○生涯学習施設（総合センター・市民センター・巣南公民館・図書館）の計画的な改修

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
特色ある講座（瑞穂総合クラブ・市民自主講座）の開設	件	53	65	70
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	52	60	65

関連計画

瑞穂市公共施設等総合管理計画

基本 目標 5	活気あふれる元気なまち	①農業
------------	-------------	-----

目指す姿

◇農業の担い手や後継者が育ち、安定的な農業経営が確立されたまち ◇市民が地元産の農産物への理解を深めて「地産地消」が根づくまち
--

現 状

○令和2年度における、瑞穂市の農地は976haで、市の面積の34.6%を占めていますが、年々、農地転用で農地が減少しつつあり、農地周辺の市街化が進んでいます。
○農業従事者の高齢化や後継者不足の状況が続いており、本市における令和2年度の農業就業人口は、804人で総人口の1.5%となっています。農家数は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加等が問題となっています。
○地産地消を推進するため、地元でとれた農作物を学校給食で提供しています。

課 題

●農業従事者の高齢化や後継者不足、農家数の減少や耕作放棄地に対応するため、意欲のある担い手の確保や新規就農者の育成・支援を図るとともに、優良な農地の確保や安定した農業経営の確立に対する支援が求められます。
●農地は食料生産の役割を持つだけでなく、国土保全や環境保全等への多面的な機能を持っています。優良な農地は、次世代に引き継ぐ市の財産として保全する必要があります。
●「食」の安全・安心のニーズから、地産地消の推進は重要であるため、市民の地域農業に対する理解と関心を高めるとともに、生産者の顔が見える安全・安心な環境をつくり、地産地消をさらに進める必要があります。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1(2019) 実績値
新瑞穂ブランド開発数	件	-	1
農地の集積度(現状値からの増加分)	%	-	+0.2
営農者の意欲向上度(現状値からの増加分)	%	-	+2



施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 特色ある「瑞穂農業」の促進 ・「富有柿発祥の地」の積極的なPRや新商品開発・ブランド化を図ります。 ・学校給食における地元農産物の利用等、地産地消を推進し、食育推進による食料自給率の向上を通じた地域の活性化を促進します。	○PRサイトの構築事業【重】 ○瑞穂ブランド創出事業【重】 ○地産地消推進事業
(2) 農地の再編・活用・適正保全 ・宅地化により混在する農地等を整理(集積・集約)し、生産性の向上、生産コストの削減及び農地の適正な保全を図ります。	○農地再編・集約化事業 ○農業振興地域整備計画事業
(3) 農業後継者の育成支援 ・融資や補助金制度を活用した支援等により意欲ある担い手の確保や、新たな就農者を育成します。	○経営所得安定対策推進事業 ○農業次世代人材投資事業 ○元気な農業産地構造改革支援事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
新瑞穂ブランド開発数	件	1	現状値から +1	5年後から +1
農地の集積度(現状値からの増加分)	%	+0.2	+0.4	+1.0
営農者の意欲向上度(現状値からの増加分)	%	+2	+5	+5

関連計画

瑞穂農業振興地域整備計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略



基本 目標	5	活気あふれる元気なまち	②商工業
----------	---	-------------	------

目指す姿

◇商工業の活性化により、雇用の安定と住民の利便性の向上が図られるまち

現 状

- 主要幹線沿いや郊外等へのスーパーマーケットやコンビニエンスストア、家電量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の出店により、ＪＲ穂積駅周辺の店舗への来客が減少しています。
- 郊外立地の店舗の増加等により、店舗までの移動手段が確保できない等の理由から、日常の買い物に不便を感じている高齢者等の買い物弱者が問題となりつつあり、一部地域では買い物支援サービスが導入されています。

課 題

- 今後の少子高齢化の進行や、コンパクトな市街地形成による、歩いて暮らせるまちづくりの推進が必要とされるなか、人々の交流がある鉄道駅を有する特性を活かし、ＪＲ穂積駅周辺の更なる有効活用が求められます。
- 市内の雇用促進と財政基盤の強化が必要とされており、中小企業・小規模事業者の振興と企業誘致が求められます。
- 日常生活の買い物の利便性向上のため、新たなビジネスやサービスへの積極的な支援により、商業を振興し、買い物弱者の利便性を高めていくことが求められます。

前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
起業・創業者数	人	-	1
企業誘致数	件	-	1
民間企業との提携数	件	-	1



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）穂積駅周辺地域の商業活性化 ・ 交通結節点として多くの人が利用する JR 穂積駅を活かし、周辺地域の商業活動の活性化を促進します。	○ 起業・創業者の育成支援事業【創】
（２）幹線道路沿道の商業機能強化 ・ 新たな道路整備等と連動した商業機能の充実・強化を図り、沿道利用を促進します。	○ 沿道商業施設等誘致事業
（３）企業誘致の促進 ・ 雇用及び長期的な税収入を確保するため、各種調査の実施や、新たな企業の誘致を促進します。 ・ 企業立地促進条例に基づく奨励措置により、本市に立地する企業への支援を実施します。	○ 企業立地奨励措置 ○ 企業誘致活動
（４）民間企業との協働型事業 ・ 民間企業との緊密な連携及び協働により、地域の諸課題に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ります。	○ 地域活性化包括連携事業

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
起業・創業者数	人	1	現状値から +1	５年後から +10
企業誘致数	件	1	現状値から +1	５年後から +1
民間企業との提携数	件	1	現状値から +1	５年後から +3

関連計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本 目標	5	活気あふれる元気なまち	③観光・交流
----------	---	-------------	--------

■ 目指す姿

◇市外から多くの来訪者で賑わう多種多様な交流のあるまち
◇地域ブランドや各種イベント等を活かした交流が活発なまち

■ 現 状

○移住・定住を促進する等の地方創生事業が全国で展開されています。本市も「第2期 瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定）に基づく総合的かつ戦略的な取組を推進しています。
○まちの活気や賑わいを生み出すイベントとして、毎年「みずほふれあいフェスタ」、商工会主催の「みずほ汽車まつり」を開催しています。また、各地区や小学校区の祭りやイベントを通じ、地域内の交流が図られています。

■ 課 題

●「瑞穂市にルーツがある」「瑞穂市を往来する」「瑞穂市に何らかのかかわりがある」等、いわゆる関係人口を把握し、その関係人口に含まれる人々の参画等、多様な人材による地域づくりが必要です。
●各種イベントや地域資源の有効活用により、更なる交流や賑わいの拡大が必要です。
●「美江寺宿」や「小簾紅園」等をはじめとする中山道関連史跡等、特色ある地域の資源を有効に活用する取組が必要です。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
交流人口（観光・交流入込客）	人	40,000	55,000
地域ブランド創出件数	件	—	4
瑞穂市の魅力度（アンケートで「魅力を感じた」と回答した人の割合）	%	27.4	40



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）新たな賑わいの創出 ・ 地域活性化拠点として既存の民間施設を活用し、移住・定住に繋がる交流や賑わいの創出を図ります。 ・ 民間企業、大学、市民や団体等が連携した官民協働型の地域拠点運営を図ります。	○民間施設を活用した地域活性化拠点創出事業【重】
（２）地域資源のブランド創出・魅力向上 ・ 特産品である「富有柿」や、市内を横断する「中山道」、「美江寺宿」等を広くＰＲする等、まちの魅力や認知度を高め、移住や定住につながる地域資源のブランド化を図ります。 ・ 歴史探訪ネットワークの形成や歴史文化資源の保全・活用を図ります。	○地域ブランド戦略推進事業【重】 【創】 ○瑞穂ブランドに関する情報発信事業 ○中山道ＰＲ事業
（３）既存イベントの充実 ・ 認知度が高い既存イベントをブラッシュアップし、瑞穂市の魅力を更に市内外へ発信します。	○みずほふれあいフェスタ【創】 ○みずほ汽車まつり【創】

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
交流人口（観光・交流入込客）	人	55,000	60,000	58,000
地域ブランド創出件数	件	4	4	5
瑞穂市の魅力度（アンケートで「魅力を感じた」と回答した人の割合）	%	40	60	70

関連計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略



共通 目標	持続可能な都市経営のまち	①行政運営
----------	--------------	-------

■ 目指す姿

◇中長期的な視点から計画的な行財政運営が展開されているまち

■ 現 状

○人口減少・少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化、地方分権の進展等、社会経済情勢は激しく変化するなか、ますます行政需要は多様化・高度化していく動きにあります。
○基礎自治体の役割が高まり、職員の役割・責任が増加する中、全国的には、行政改革による定数削減や団塊の世代の職員の大量退職等を背景として、自治体職員の数は減少しています。
○地方分権が進み、自治体に求められる役割が増大する中、昨今の経済情勢は低迷が続く、財政運営にも厳しい面が生じています。
○本市では、施設総量の適正化と建物の長寿命化に取り組んでいるが、多額の費用を要する公共施設の維持管理に対して、一部の施設では長寿命化計画による国庫補助や起債を活用した大規模な改修計画も進んでいます。

■ 課 題

●激しい経済情勢の変化、多様化・高度化する行政需要のため行政運営には、長期的な展望、柔軟性、効率性への努力を続けていくことが必要です。
●他の自治体と比べて人口減少のスピードが緩やかである本市では、職員数を維持しながら、より効率的な行政運営を行っていくことが求められています。
●限られた行政資源を有効に活用していくことが急務となっており、本市においても、職員一人ひとりの能力を高めるための取組をはじめ、組織機構の改革や定員管理の適正化等の取組により、時代のニーズに柔軟に対応できる機能的な組織運営が求められます。
●官民連携による事業の展開や、市民・コミュニティ・NPO等との連携について検討を進めることで、行政運営の合理化・効率化を検討する必要があります。
●公共施設の維持管理について、今後も効率的な公共施設・公有財産の管理手法を検討し、適切な維持管理に努める必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1(2019) 実績値
総合計画進捗度	%	－	55.5
公共施設(建物系)総延床面積の縮減	%	－	0.01
広域連携を進める事業数	件	－	36

施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 総合計画の進行管理 - 行政評価及び予算編成と連動した目標管理を実施します。また、プロジェクトの実行性を高めるための進行管理体制を構築します。 - 市民の意識調査等、定期的に実施します。	○瑞穂市第2次総合計画推進事業【重】
(2) 行政評価の充実と推進 ニーズに即した行政サービスを継続的に提供するために導入した行政評価制度を弾力的に運用することで、業務の改善を実施します。	○行政改革推進事業【重】
(3) 組織体制の強化と人材育成 - 多様化・高度化する行政需要に対応できる柔軟で機動的な組織体制の再編を進めます。また、分野横断的な課題に対しては組織機構の枠を越えた総合的かつ戦略的な対応ができる組織体制を構築します。 - 職員資質を向上させるための研修を実施する等、職員の能力を最大限発揮できる環境を整備し、幅広い視野と企画創造力を持った人材を育成します。	○職員育成計画推進事業【重】
(4) 公共施設等の適正管理 公共施設の老朽化や少子高齢化が進む現状を踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討するとともに、長期的視点に立った計画的改修や長寿命化等による財政負担の軽減を図り、総合的な管理を推進します。	○公共施設等総合管理計画推進事業【重】
(5) 広域行政の推進 市民の生活や活動が市域を超えて広域化しており、新たな広域行政サービスの展開等、周辺自治体との連携を強化し、各地域の特性を生かした連携協約等の手法の検討を進め、広域的視点に立った行政サービスを提供します。	○広域連携推進事業【重】

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
総合計画進捗度	%	60.0	90	—
公共施設(建物系)総延床面積の縮減	%	0.01	1.50	3.00
広域連携を進める事業数	件	36	36	36

関連計画

瑞穂市公共施設等総合管理計画

共通 目標	持続可能な都市経営のまち	②財政運営
----------	--------------	-------

■ 目指す姿

◇健全な財政状況のもと、堅実でバランスの取れた財政運営が行われているまち

■ 現 状

○平成 30 年度に合併特例による地方交付税の算定期間が終了し、国からの依存財源に厳しさが増えています。
○人件費や扶助費等の義務的経費が増加する傾向が続いており、財政運営の硬直化（市の裁量で使えるお金が減少すること）が懸念されるため、繰上償還（借りたお金をまとめて一度に返済すること）を実施し、将来の公債費の負担を減らしてきました。
○公共施設等の使用料の改定、ふるさと納税への積極的な取組等、新たな歳入の確保に努めています。

■ 課 題

●本市では、医療費等、市民サービスに必要な行政需要も緩やかに増加していることから今後も財政的制約の厳しさは増していくものと予想されます。このため常に財政面の健全性、財政基盤の強化に対して努力していく必要があります。
●社会情勢や市民ニーズの変化への柔軟な対応や、費用対効果の高い予算執行を行うためには、財務管理能力の向上や選択と集中による再編・見直し等、経営的視点による財政運営が求められます。
●基金と市債の活用のバランスをとり、過度な基金や市債への依存を避けるためにも、財源の確保、歳出予算の効率的な執行、不要な事業の見直しに努めています。
●歳出では事業自体や手法の見直しによる経費節減で歳出抑制を図る努力が必要であり、国や県の財源、地方債等を最大限活用し最適な支出を維持する必要があります。
●限られた財源の中、費用対効果の高い予算執行を行うためには、事業の集中・選択を意識した予算編成が必要です。これからの社会情勢を見据えながら、効果の高い予算となるよう予算編成の段階から工夫するとともに、引き続き計画的かつ慎重な財政運営に努めることが必要です。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
財政力指数	—	0.78	0.8
実質公債費比率	%	3.0	0.6
標準財政規模に占める財政調整基金残高割合	%	21	21

■ 施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）計画的な財政運営 市の財政状況を表す各指標の推移に留意しながら、中期財政計画に基づく財政運営を計画的に実施します。	○中期的な財政計画【重】
（２）適正な受益者負担と公有財産の管理 - 公平性や受益者負担に基づき、費用負担の適正化に努めます。 - 公平性や受益者負担に基づく費用負担を適正に実施します。また、未利用地や活用見込みがない土地や建物等を処分、貸付ける等、公有財産の有効活用を推進します。	○費用負担適正化推進【重】
（３）歳入の確保 ふるさと納税や公民連携による事業収入等による新しい歳入源を確保します。	○ふるさと納税の推進【重】
（４）新地方公会計制度の導入・推進 市民にわかりやすい情報を提供し、行財政の透明化を図ります。	○新地方公会計制度の導入【重】

■ 今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	１０年後 R12(2030)
財政力指数	—	0.8	0.77	0.77
実質公債費比率	%	0.6	3.0	3.0
標準財政規模に占める財政調整基金残高割合	%	21	20以上	20以上
一般財源における投資的経費に占める公共施設整備基金の割合	%	4.95	1以上	1以上

■ 関連計画

中期財政計画

共通 目標	持続可能な都市経営のまち	③協働
----------	--------------	-----

■ 目指す姿

◇行政と市民との協働・連携により、安心して暮らせる地域づくりが進むまち

■ 現 状

○本市では、平成 23 年に「瑞穂市まちづくり基本条例」を制定しており、市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりの実現を目指して様々な取組を展開しています。
○個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域における課題はますます複雑、多様化しています。これからのまちづくりは、様々な知識や技術、アイデア等を持つまちづくりの主体（市民、議会、行政）がそれぞれの役割と責任を担いつつ、積極的、継続的に活躍することができる場を広げ、連携・協力してまちづくりの取組を進めていくことが一層重要になっています。

■ 課 題

●より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりに向けた取組を進めていくためには、本市で暮らす人々が、思いや目標を共有することが必要です。また、年齢や性別を問わず、多くの市民それぞれが持つ知識や技術、経験を活かし、地域の一員として様々な分野において活躍できる環境を整えるとともに、市民と行政の連携を進めることができる資質を備えた職員の養成が求められます。
●若者や子育て世代、本市の将来を担う子どもたちや豊富な経験を持つ高齢者、市民生活を支える民間企業や市民活動で活躍する N P O 等、様々な世代や立場の市民と「対話」の機会を設け、得られた意見やアイデアを有効に活用しながら、市民と連携したまちづくりを進める必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019)実績値
広報、ホームページの情報満足度 （「満足している」と答えた人の割合）	%	—	20
若い世代（40 歳以下）の市政への参加・参画割合 （審議会・ワークショップ等）	%	—	15
まちづくり人材バンク登録者	人	—	70

施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 魅力ある情報発信 若い世代の市政への関心を高めるため、まちづくりや市政に関する情報を積極的に提供する等、市民に伝えるべき情報と市民が欲しい情報とのバランスに留意しつつ、新たな情報提供手段による発信機会を充実します。	○情報発信充実事業【重】【創】（広報みずほ、ホームページ等による情報提供の充実、情報発信に関するガイドライン策定事業）
(2) 市民の参加・参画機会の充実 - 市民の積極的な参加・参画を促し、市民のアイデアや意見の反映を促進します。 - 市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わっていくためのステップアップの仕組みや参加・参画の新たな手法により、若い世代でも参加しやすい環境を整備します。	○まちづくり基本条例推進事業【重】（ガイドライン策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催）
(3) まちづくりの担い手育成 - 多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために自らができることを考え、活動することができるよう啓発活動を実施します。 - まちづくりに関するセミナーの開催や研修等の事業を実施し、協働への意識向上を図ります。 - まちづくりの担い手と連携を進める職員に対し、まちづくり基本条例に関する研修等を実施し協働への意識改革や能力の向上を図ります。	○まちづくり基本条例推進事業【重】（まちづくり活動組織の育成、まちづくり人材養成講座） ○市民協働安全課の設置（平成29年度事業完了）

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	5年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
広報、ホームページの情報満足度 (「満足している」と答えた人の割合)	%	20	30	35
若い世代(40歳以下)の市政への参加・参画割合 (審議会・ワークショップ等)	%	15	25	30
まちづくり人材バンク登録者	人	70	80	130

関連計画

瑞穂市まちづくり基本条例

共通 目標	持続可能な都市経営のまち	④情報
----------	--------------	-----

■ 目指す姿

◇行政情報が適正に管理され、住民目線の行政サービスが行き届いたまち

■ 現 状

○ICT の進展により情報に関する利便性が向上するなか、さらに質の高い行政サービスを受けられる環境の整備や業務効率化が求められています。
○マイナンバー制度の施行に伴う個人番号カードの利用について、制度の適正な運用と行政サービスの向上に向けたカードの利活用に努めています。

■ 課 題

●市民ニーズを的確に把握し、利便性の高い窓口サービスのあり方を検討するとともに、事務事業の効率化や窓口サービスの向上に加えて、地域活動を促進するためのコミュニケーションツールとして情報通信技術の活用が求められます。
●質の高い行政サービスの環境整備・業務の効率化に対応した職員の質向上等を進める必要があります。
●ICT により利便性が向上する一方で、情報ネットワークへの不正侵入等、犯罪や個人情報の流出等の問題が懸念されています。大切な市民の情報を守るとともに、市民ニーズの多様化・高度化に対応した安全で快適な情報環境を整える必要があります。

■ 前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
個人番号カードの多目的利用サービス数	件	0	3
情報セキュリティ研修受講率	%	50	70



施策の方向性

施策の内容	主な事業
（１）行政サービスの情報化推進 - ワンストップ行政サービス（総合窓口）で利用できる手続きを拡充するため、各種情報システム等の見直しを行うとともに、業務の流れや情報システム全体の最適化を図ります。 - 情報化への対応とともに、事務事業の抜本的見直し、経費の削減に努め、効率的効果的なサービスを展開していきます。 - 個人番号カードには本人確認の手段としての利用に加え、多目的な利用が想定されていることから、行政サービスへの利活用を推進し、利便性の向上を図ります。	○行政サービス情報化推進事業【重】
（２）情報セキュリティ体制の強化 情報セキュリティ対策やその運用について、専門的知識を持った第三者が客観的に評価を行う「情報セキュリティ監査」を定期的に実施します。	○情報セキュリティ対策事業【重】

今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7 (2025)	１０年後 R12 (2030)
個人番号カードの多目的利用サービス数	件	3	3	4
情報セキュリティ研修受講率	%	70	90	90



